

ID: 185

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 こども福祉係

<b>処分の概要</b>	利用者負担額及び利用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例 第7条		
<b>例規番号</b>	令和5年条例第19号		
<b>【根拠条文】</b>			
(利用者負担額及び利用料の減免)			
第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者負担額を減免することができる。			
(1) 世帯の収入に著しい変動があり生活困窮となったとき。			
(2) 災害、病気等により特に多額のやむを得ない臨時的支出があったとき。			
(3) その他市長が特に必要と認めたとき。			
2 市長は、第4条及び第5条に規定する利用料について、特別な事由があるときは、その利用料を減免することができる			
<b>【基準】</b>			
根拠条文及び名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例施行規則第10条の規定による。			
(利用者負担額及び利用料の減免)			
第10条 保護者は、条例第7条の規定に該当するときは、利用者負担額等減免申請書（別記様式第3号。以下「申請書」という。）に減免申請の理由を証する書類を添えて市長に申請することができる。			
2 市長は、前項の申請書があったときは、その実態を調査し、その結果を利用者負担額等減免決定（却下）通知書（別記様式第4号）により、保護者に通知するものとする。			
3 条例第7条第2項に規定する特別な事由は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。			
(1) 延長保育の利用料 条例別表に定める各月入所児童の属する世帯の階層区分がA階層又はB階層の世帯に属する世帯			
(2) 一時保育の利用料 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び前年度市町村民税非課税世帯			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成28年8月15日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年7月31日